

就学援助費（準要保護制度）のお知らせ

経済的な理由でお子さんを小・中学校に就学させることが困難な方については、生活保護に準じた準要保護の制度による就学援助費を受けることができます。

◆援助を受けることができる方

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方です。

- 1 生活保護の停止又は廃止の措置を受けた世帯
- 2 市民税の非課税世帯
- 3 市民税の減免の措置を受けた世帯
- 4 個人事業税の減免の措置を受けた世帯
- 5 固定資産税の減免の措置を受けた世帯
- 6 国民年金保険料の免除の措置を受けた世帯
- 7 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の措置を受けた世帯
- 8 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- 9 生活福祉年金の貸付を受けている世帯
- 10 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者の世帯
- 11 その他特別な事情により援助を要すると認められる世帯

◆援助の内容

| 支給費目 | 支給方法 |
|-------------|---|
| 入学準備金 | 新1年生は、新入学児童等学用品費を入学準備金として、入学前に支給を受けることができます。事前の申請手続きが必要です。 |
| 新入学児童等学用品費等 | 新入学学用品の購入にかかる経費の一部を入学時に支給します。先に入学準備金として支給を受けた人は、対象外です。 |
| 学用品費 | 学用品等の購入にかかる経費の一部を支給します。 |
| 通学用品費 | 通学用品等の購入経費の一部を支給します。 |
| 校外活動費 | 宿泊を伴わない校外活動に要した費用に対して、表中の額を上限に支給します。 |
| 修学旅行費 | 修学旅行に参加した場合のその旅行費用の一部を上限額の範囲内で支給します。 |
| 給食費 | 給食費として保護者が負担する実費の80%を上限に支給します。 |
| オンライン学習費 | オンライン学習が行われた場合に支給します。 |
| 医療費 | 児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）に規定する疾病（むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など）が対象です。 学校において実施された健康診断等の結果、疾病が発見され、学校が治療を指示した場合のみ支給対象です。また、健康保険証を使用した場合の保護者負担相当額（総医療費の3割）についての支給（医療券による現物給付）となります。 |

支給額等の詳細は、伊佐市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

◆申請手続き等について

現在就学している小・中学校へ申請書等を提出してください。
小学校入学前のお子さんについては、教育委員会学校教育課に提出してください。
提出された申請書等に基づいて認定の可否を判定します。判定結果については書面でお知らせします。

◆支給方法等について

原則、口座振込の方法により保護者へ支給します。
支給対象となる費目を年3回に分けて各学期末（7月、12月、3月）に支給します。

◆問い合わせ先

伊佐市教育委員会学校教育課 学事係 TEL 0995-23-1311 内線 2201